

○軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業補助金交付要綱

平成19年2月23日告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽井沢町内におけるまちづくり活動を支援することにより活動団体の自立促進を図るため当該活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、軽井沢町補助金等交付規則（昭和46年輕井沢町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 住民5名以上で構成する団体
- (2) 政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体

2 補助金の対象となる活動は、町内において申請年度に完了するもので、住民が主体で行うまちづくりの活動のうち、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 不特定多数の者の利益又は社会の利益につながる（公益的な）もの
- (2) 独自の発想や新たな視点による（独創的な）もの
- (3) 波及効果や新たな展開が期待できる（発展的な）もの
- (4) 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えている（必要性のある）もの
- (5) 計画や費用が実現可能で妥当な（実現性のある）もの
- (6) 自立できることが期待される（自立性のある）もの
- (7) 事業実施主体の中で活動に関し十分に話し合い、構成員の意見が集約されている（熟度のある）もの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 当町で実施している他の補助金等の対象となるもの
- (2) その他町長が適当でないと認めたもの

(補助金の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第2項に規定する活動の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費

(4) 団体の構成員に対する謝礼

3 補助率は、対象経費の2分の1以内とする。

(補助金の限度額等)

第4条 補助金は、25万円を限度とする。

2 補助金は、1,000円を単位とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 申請の事業が国、県等で実施している他の補助事業の対象となる場合は、当該補助事業を優先し、当該補助額が前条第3項の額に満たないときは、その差額を補助する。

4 補助金の交付は、同一年度につき原則として1団体1回を限度とし、同一事業を実施する場合は5回を限度とする。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業計画書(様式第1号)を所定の期間内に町長に提出しなければならない。

(補助対象事業の選定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による活動支援事業計画書の提出があったときは、次条第1項に規定する選定会議の意見を聴いて、補助金の交付の対象となる事業を選定し、その結果を当該団体に通知するものとする。

(選定会議)

第7条 前条の意見を聴くため、軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業補助金交付選定会議(以下この条において「選定会議」という。)を設置する。

2 選定会議は、委員5人以上で構成する。

3 選定会議の委員(以下「委員」という。)は、住民協働によるまちづくりについての識見を有する者のうちから、町長が依頼する。

4 前3項に定めるもののほか、選定会議の設置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する申請書は、軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動補助金交付申請書(様式第2号)により提出するものとする。

2 補助金の交付申請は、同一年度につき原則として1団体1事業限りとする。

3 第1項に規定する書類の提出期限は、町長が別に定める。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条第1項の規定による提出があった場合において、補助金を交付することが適

当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 前条の規定により補助金交付決定通知書の通知を受けとった者（以下「補助金交付決定者」という。）が、規則第12条の規定による概算払を受けようとするときは、軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動補助金概算払請求書（様式第3号）により提出するものとする。

2 前項の概算払の額は、前条の規定により決定した補助金の額の80パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

(変更等承認申請)

第11条 補助金交付決定者は、交付決定後に申請内容の変更又は廃止若しくは取下げをしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（対象経費の20パーセント以内の変更を除く。） 軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助事業の廃止又は取下げをしようとするとき 軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動廃止（取下げ）承認申請書（様式第5号）

2 前条の規定に基づく概算払を受けた補助金交付決定者は、前項の規定により申請内容の変更又は廃止若しくは取下げをしようとするときは、既に受けた概算払のうち交付決定額の変更に係る差額又は全部を返還しなければならない。

(活動状況報告会)

第12条 町長は、補助事業の活動状況、成果等を確認するための報告会を開催することができる。

2 補助金交付決定者は、前項の報告会において当該補助事業の実施状況、成果等について報告するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告書は、軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動実績報告書（様式第6号）により提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、補助金等交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、

その旨を当該補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 補助金交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動補助金交付請求書(様式第7号)により、確定通知を受理した日から10日以内に提出するものとする。

(評価及び公表)

第16条 補助金の交付を受けた者は、軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業の対象となった事業の評価を行い、軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業評価報告書(様式第8号。以下「評価報告書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により提出された評価報告書を速やかに公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成20年12月26日告示第44号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度分以降の補助金から適用し、平成20年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動提案審査委員会要綱の廃止)

3 軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動提案審査委員会要綱(平成19年輕井沢町告示第5号)は、廃止する。

附 則(平成24年3月28日告示第8号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月9日告示第35号)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月12日告示第29号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の要綱の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成27年12月25日告示第47号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第26号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年5月23日告示第21号）

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第11号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。